

令和2年(2020年)6月紀北町議会定例会会議録

第1号

招集年月日 令和2年6月9日(火)

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和2年6月9日(火)

出席議員

1番	宮地 忍	2番	田島明良
3番	柴田洋巳	4番	岡村哲雄
5番	大西瑞香	6番	原 隆伸
7番	奥村 仁	8番	樋口泰生
9番	太田哲生	10番	瀧本 攻
11番	近澤チヅル	12番	入江康仁
13番	家崎仁行	14番	東 清剛
15番	平野隆久	16番	中津畑正量

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町長	尾上 壽一	副町長	中場 幹
会計管理者	脇 俊明	総務課長	上野 和彦
財政課長	水谷 法夫	危機管理課長	岩見 建志
企画課長	上ノ坊 健二	税務課長	直江 仁
住民課長	上村 毅	福祉保健課長	宮地 浩
環境管理課長	玉本 真也	農林水産課長	宮本 忠宜
商工観光課長	玉津 裕一	建設課長	宮原 俊也
水道課長	中村 吉伸	海山総合支所長	植地 俊文
教育長	中井 克佳	学校教育課長	世古 基樹
生涯学習課長	井土 誠	監査委員	松永 剛

職務の為出席者

議会事務局長	上野 隆志	書記	佐々木 猛
書記	久保有 謙	書記	家倉 義光

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

1番 宮地 忍

2番 田島明良

議事の顛末 次のとおり記載する。

平野隆久議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和2年6月紀北町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は16名でありまして、定足数に達しております。

会期日程並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承ください。

また、今期定例会においても、新型コロナウイルスの感染予防の観点から、議員、執行部ともマスクの着用を許可することとし、休憩時には議場の換気を行いますので、ご了承ください。

なお、傍聴者においても同様のご協力をお願いいたします。

また、議会放送番組収録のためZTV及び企画課職員による撮影等を許可することにいたします。

それでは、会期日程並びに議事日程を議会事務局長に朗読させます。

上野議会事務局長。

上野隆志議会事務局長

おはようございます。

それでは、会期日程表を朗読させていただきます。

令和2年6月紀北町議会定例会会期日程表

第1日、6月9日、火曜日、9時30分開議、本会議、開会。議案上程、説明、質疑、委員会付託。

第2日、6月10日、水曜日、休会。常任委員会予定日。

第3日、6月11日、木曜日、休会。常任委員会予定日。

第4日、6月12日、金曜日、休会。常任委員会予備日。

第5日、6月13日、土曜日、休会。休日。

第6日、6月14日、日曜日、休会。休日。

第7日、6月15日、月曜日、休会。常任委員会予備日。

第8日、6月16日、火曜日、9時30分、本会議。一般質問。

第9日、6月17日、水曜日、9時30分、本会議。一般質問。

第10日、6月18日、木曜日、休会。予備日。

第11日、6月19日、金曜日、9時30分、本会議。委員長報告、質疑、討論、採決、閉会でございます。

次に、議事日程表を朗読させていただきます。

令和2年6月紀北町議会定例会議事日程（第1号）

令和2年6月9日（火曜日）午前9時30分開議

- | | |
|-----|--------------------------------------|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | 会期の決定 |
| 第3 | 諸般の報告 |
| 第4 | 行政報告 |
| 第5 | 議案第44号 紀北町税条例等の一部を改正する条例 |
| 第6 | 議案第45号 紀北町手数料条例の一部を改正する条例 |
| 第7 | 議案第46号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 第8 | 議案第47号 紀北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第9 | 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて |
| 第10 | 議案第49号 専決処分の承認を求めることについて |
| 第11 | 議案第50号 矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結について |
| 第12 | 議案第51号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について |
| 第13 | 議案第52号 令和2年度紀北町一般会計補正予算（第2号） |
| 第14 | 議案第53号 令和2年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） |
| 第15 | 議案第54号 令和2年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号） |
| 第16 | 報告第2号 令和元年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書について |

以上でございます。

平野隆久議長

これより日程に従い議事に入ります。

日程第 1

平野隆久議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

1 番 宮地 忍君

2 番 田島明良君

のご両名を指名いたします。

日程第 2

平野隆久議長

次に、日程第 2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日 6 月 9 日から 6 月 19 日までの 11 日間にしたと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日 6 月 9 日から 6 月 19 日までの 11 日間とすることに決定しました。

日程第 3

平野隆久議長

次に、日程第 3 諸般の報告を行います。

去る6月2日に議会運営委員会が開催され、6月定例会に係る運営等について協議が行われました。その確認等についてご報告申し上げます。

まず、町長からの提出議案についてであります。本定例会において提出され、受理した案件は、議案については第44号から第54号までの11件、報告案件が1件の合計12件となっております。

次に、一般質問についてであります。5月22日から6月1日までの提出期間内に10人の議員から通告書が提出されました。日程については、16日、火曜日に5人、17日、水曜日に5人ということで、2日間で運営をさせていただきたいと考えております。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査において、普通会計及び水道事業会計の令和2年3月、4月分の報告を同条第3項の規定により監査委員から受けております。報告書は議会控室に保管してありますので、ご覧ください。

次に、一部事務組合議会の開催についてであります。6月30日、火曜日、午前10時から紀北消防組合議会の開催、同日、午後1時30分から紀北広域連合議会の開催という連絡を受けております。組合議会議員におかれましては、出席くださるようお願い申し上げます。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のためあらかじめ出席を求めたところ、尾上町長初め、中井教育長、松永監査委員、そのほか関係課長等の出席がありましたので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4

平野隆久議長

次に、日程第4 行政報告について、町長から申出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

今回もマスク着用のまま発言をさせていただきます。

本日は、定例会の開催要請をさせていただきましたところ、全員のご出席を賜わり、厚く御礼を申し上げます。

早速ではございますが、本議会定例会に当たりまして、2件の行政報告をさせていただきます。

最初に、寄附金についてでございます。

本年5月に、紀伊長島地区ご出身で神奈川県に在住の岩崎幸雄様より、ふるさと寄附金といたしまして100万円をご寄附いただきました。岩崎氏におかれましては、平成20年度より13年、毎年ご寄附を頂いております。

また、同月に、引本浦の株式会社幸組代表取締役尾崎好紀様より、新型コロナウイルス感染症対策への支援といたしまして100万円のご寄附を頂きました。

心より感謝申し上げますとともに、その趣旨に沿い、今後、有効に活用させていただきたいと存じますので、ここにご報告を申し上げます。

続きまして、令和元年度会計別決算の状況についてでございます。

お手元に配付いたしました資料をご覧ください。

このたび、令和元年度における各会計別の決算額及び繰越額が決定いたしましたので、ご報告を申し上げます。

一般会計につきましては、歳入決算額が115億321万494円、歳出決算額が111億998万5,377円、差引き3億9,322万5,117円が繰越額となり、このうち繰越明許費により翌年度へ繰り越すべき財源3,038万7,877円を差し引いた実質収支は3億6,283万7,240円となりました。

特別会計につきましては、国民健康保険事業特別会計の繰越額は5,765万8,308円、介護サービス事業特別会計の繰越額は1,013万6,990円、後期高齢者医療特別会計の繰越額は364万8,744円となりました。

水道事業会計につきましては、収益的収支の収入支出差引額が1,438万92円で、このうち消費税相当額の606万4,611円を差し引いた純利益は831万5,481円となりました。資本的収支では、収入支出差引額が1億2,652万1,281円の不足となりましたが、この不足分を損益勘定留保資金等で補填いたしました。

以上、2件をご報告いたしまして、6月定例会に当たりましての行政報告とさせていただきます。

以上です。

平野隆久議長

以上で行政報告を終わります。

日程第5～日程第15

平野隆久議長

お諮りします。

日程第5 議案第44号から日程第15 議案第54号までの11件については、提案者から提案理由の説明並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

異議なしと認めます。

したがって、議案11件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定しました。

それでは最初に、提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本日、本議会定例会に上程をいたしました各議案の提案理由及び報告案件についてご説明を申し上げます。

議案第44号 紀北町税条例等の一部を改正する条例であります。地方税法等が改正されたことに伴い、紀北町税条例等の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第45号 紀北町手数料条例の一部を改正する条例であります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第46号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。国民健康保険法施行令の改正等に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第47号 紀北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例であります。三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第48号並びに議案第49号 専決処分の承認を求めることについてであります。新型コロナウイルス感染症拡大により、住民生活や社会経済活動に著しい影響が見受けられるなど、このような現下の厳しい状況を鑑み、特別職の期末手当を減額することから、地方自治法第179条第1項の規定により、紀北町長及び副町長の給与及び旅費等に関する条例並びに紀北町教育長の給与及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例を専決したもので、同条第3項の規定により議会にこれを報告し、承認を求めるものであります。

議案第50号 矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結についてであります。矢口漁港海岸保全施設整備事業について、漁港海岸工事に豊富な知識と経験を持った三重県に工事を委託することから、三重県と委託事業契約を締結するに当たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第51号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結についてであります。小型動力ポンプ付積載車の買い替えに伴い、備品購入契約を締結するに当たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第52号 令和2年度紀北町一般会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億918万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124億9,366万7,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第53号 令和2年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億748万2,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第54号 令和2年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）であります。収益的収入につきましては、404万5,000円を減額し、総額を4億1,324万5,000円に、収益的支出につきましては、404万5,000円を減額し、総額を3億9,508万3,000円に、他会計からの補助金につきましては、4,045万円を増額し、総額を9,851万4,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

以上11件の議案につきまして提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、

それぞれ担当課に説明をいたさせます。何とぞ慎重審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

平野隆久議長

以上で提案理由の説明を終わります。

続いて、各議案の内容説明を求めます。

議案第44号についての内容説明を求めます。

直江税務課長。

直江仁税務課長

皆さん、おはようございます。

マスク着用でご説明、朗読させていただきます。

それでは、議案第44号についてご説明させていただきます。

議案書1ページをご覧ください。

議案第44号 紀北町税条例等の一部を改正する条例

紀北町税条例（平成17年紀北町条例第70号）等の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年6月9日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

地方税法等が改正されたことに伴い、紀北町税条例等の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

では、改正の主な内容につきましてご説明させていただきます。

今回の改正は、昨年12月20日に閣議決定し、令和2年3月27日に国会で可決成立した内容で、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しや、たばこ税の見直し、納税環境の整備などであります。

また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置につきましては、納税の猶予制度の特例など、5月の紀北町臨時会におきまして専決処分を承認いただいたところでございますが、今回上程する内容は、自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツイベント等の中止等に係る所得税の寄附金控除の特例や、住宅ローン控除の適用要件の弾力化など、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者に及ぼす影響の緩和を図るため、国税関係法律の特例を定めるための法律を制定することとするとされているところ

で、紀北町におきましても条例の改正が必要となったためでございます。

説明に当たりましては、法令等の引用や条項等の削除による、単に条文番号等の繰上げ、字句訂正等で、改正内容に影響のないものにつきましては説明を省略させていただく場合がございますので、あらかじめご了承賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。

9ページをご覧ください。

上段、第24条第1項第2号につきましては、個人の町民税の非課税の範囲で、これまで、同じひとり親であっても、離婚、死別であれば寡婦（寡夫）控除が適用されるものに対し、未婚の場合は適用されず、婚姻歴の有無によって控除の適用が異なっていました。また、男性のひとり親と女性のひとり親で寡婦（寡夫）の控除の額が違うなど、男女間でも扱いが異なっていました。今回の改正では、全てのひとり親家庭に対して公平な税制支援を行う観点から、婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同じとする子を有する単身者について、同一のひとり親控除を適用することといたします。

それ以外の寡婦につきましては、引き続き寡婦控除として控除の適用をすることとして、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても、男性の寡夫と同様の所得制限を設けることとしました。

次に、中段、第34条の2につきましては、所得控除で、ひとり親による控除名称の字句の訂正と条項のずれでございます。

次に、10ページ下段、第36条の2第1項につきましては、町民税の申告で、字句の訂正と条項のずれでございます。

次に、10ページの下段から11ページ上段の第94条につきましては、たばこ税の課税標準で、葉巻たばこの課税方式について、1本当当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数を紙巻たばこの0.7本に換算する方法で、期間は令和2年10月1日から令和3年9月30日までとなっております。

次に、11ページ中段の附則第3条の2につきましては、延滞金の割合の特例で、字句の訂正と利率の引下げでございます。これは、内国税においては、現下の市中金利の実勢を踏まえて、還付加算金と納税の猶予等の場合等で特例基準割合の引下げ等を検討しまして、利率1%を0.5%に引き下げるものでございます。

次に、下段、附則第10条なんですけれども、読替規定で、条項の追加でございます。

次に、13ページ、附則第17条につきましては、長期譲渡所得等に係る個人の町民税の課税

の特例で、条項の追加でございます。

次に、中段、附則第17条の2につきましては、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例についてで、これも条項のずれでございます。

次に、14ページなんですけれども、下段の附則第24条につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る寄附金税額控除の特例で、文化芸術・スポーツイベントの中止等に係る所得税の寄附金控除の特例で、政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツに係る一定のイベント等を中止した主催者に対して、観客等が入場料等の払戻請求権を放棄した場合には、当該放棄した金額について寄附金控除を適用するものでございます。

次に、下段の第25条につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る住宅借入金等特別税額控除の特例についてで、住宅建設の遅延等により令和2年12月31日までに居住の用に供することができなかった場合等についても、一定の要件を満たすときは、期限内に居住の用に供したものと同様の住宅ローン控除が受けられるよう、適用要件を弾力化したものでございます。

次に、15ページ上段から16ページ上段、第19条につきましては、納期限後に納付し、または納付する税金または納付金に係る延滞金についてで、条項のずれと字句の訂正でございます。

次に、16ページ上段、第20条につきましては、年当たりの割合の基礎となる日数で、条項のずれと字句の訂正でございます。

次に、中段の23条につきましては、町民税の納付義務者で、字句の訂正と条項のずれでございます。

次に、下段の31条からは、連結納税制度の見直しによる規定の整備でございます。

連結、企業グループ全体を一つの納税単位とする現行の制度から、グループ通算制度、企業グループ内の各法人をそれぞれ納税単位として行う仕組みとすることで、地方税においては、現行の基本的な枠組みを維持しつつ、国税の見直しに併せて所要の措置を講ずるというものでございます。

31条につきましては、規定の整備に伴う条項のずれと字句の訂正でございます。

めくっていただきまして、18ページ上段から22ページ中段の第48条につきましても、こちらの規定の整備による条項の削除とずれでございます。

次に、22ページ下段で、めくってください、から24ページ、第50条につきましても同様で、

こちらの規定の整備によるもので、条項のずれ等でございます。

次に、24ページの上段から25ページ上段の第52条につきましても同様に、規定の整備等による削除等でございます。

次に、25ページの中段の第94条につきましては、こちらは、先ほど説明させていただきました、たばこ税の課税標準で、1本当たりの、説明しました、重量が0.7本未満の葉巻たばこの本数を紙巻たばこ0.7本に換算する方法について、葉巻たばこの0.7グラム未満を1グラム未満として、本数換算を、0.7本を1本とするものでございます。こちらについては、令和3年、来年の10月1日からの規定でございます。

次に、下段の附則第3条の2につきましては、延滞金の割合の特例で、条項の追加でございます。

次に、めくっていただきまして26ページなんですけれども、こちらは、附則第10条につきましては、読替規定で、条項のずれでございます。

次に、27ページ、28ページにつきまして、附則5条につきましては、町たばこ税の経過措置で、改元による字句の修正でございます。

めくっていただきまして、29ページ、30ページの附則4条につきましても、こちら町たばこ税の経過措置で、改元による字句の修正でございます。

次に、めくっていただきまして、31ページから36ページ、附則第1条、第2条、第6条、第8条、第10条につきましても同様に、改元による字句の修正でございます。

次に、37ページをご覧ください。37ページから38ページ、附則第1条、第2条、第3条、第4条につきましても、改元による字句の修正でございます。

次に、39ページ、附則第1条、第4条につきましては、条項の削除でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

平野隆久議長

次に、議案第45号、第46号、第47号の内容説明を求めます。

上村住民課長。

上村毅住民課長

おはようございます。

それでは、議案第45号について説明させていただきます。

議案書40ページをお願いいたします。

議案第45号 紀北町手数料条例の一部を改正する条例

紀北町手数料条例（平成17年紀北町条例第76号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年6月9日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため。

改正の内容につきましては、法律が改正されたことに伴い、個人番号通知カードが令和2年5月25日をもって廃止になることが決定し、通知カードの再交付も終了したことから、手数料条文の再交付手数料を削除するものです。

41ページは、改正条文であります。

附則によりまして、施行日を公布の日からとするものであります。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。

42ページをお願いいたします。

別表（第2条関係）において、個人番号通知カードの再交付1件につき500円の条文を削除するものでございます。

以上が改正内容であります。

上村毅住民課長

続きまして、議案第46号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

議案書43ページをご覧ください。

議案第46号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例

紀北町国民健康保険条例（平成17年紀北町条例第103号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年6月9日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

国民健康保険法施行令の改正等に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため。

このたびの改正内容でございますが、主な内容といたしましては、国民健康保険料の法定軽減措置の拡充と国民健康保険料の賦課限度額の見直し、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等への傷病手当金の支給でございます。

順番に内容をご説明させていただきます。

まず、国民健康保険料の軽減措置の拡充でございますが、内容につきましては、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得基準におきまして、5割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を28万円から28万5,000円に変更するとともに、2割軽減の基準におきましては、被保険者数に乗ずる金額を51万円から52万円に変更するものでございます。

保険料の算定において、所得の低い世帯には、均等割、平等割に対し、所得に応じて7割・5割・2割の軽減をしており、今回の改正は、軽減措置のうち5割軽減と2割軽減に対しての措置であります。

44ページ、45ページをお願いいたします。

44ページ、45ページは、改正文でございます。

44ページ、第1条の3行目、4行目が本文の改正内容となります。

この改正は、45ページ中段、附則第1項の前段のとおり、公布の日から施行し、本年4月1日から適用するもので、附則第2項につきましては、経過措置を定めたものでございます。

条文改正につきましては、46ページの新旧対照表をお願いいたします。

第34条の軽減基準の金額変更につきましては、下線部のとおりとなっております。

次に、国民健康保険料賦課限度額の見直しについてでございますが、内容につきましては、保険料のうち、基礎賦課額に係る賦課限度額を61万円から63万円に引き上げ、介護納付金賦課額に係る賦課限度額を16万円から17万円に引き上げるものでございます。

なお、後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額は、19万円そのままとなっております。

45ページをお願いいたします。

45ページの第2条が、本文の改正内容となります。

賦課限度額の改正につきましては、本町のこれまでの改正経緯や周知期間を考慮いたしまして、前回と同様に、施行年月日につきましては、附則第1項のただし書のとおり、1年後の令和3年4月1日から施行としております。

附則第4項におきましても、先ほどと同様に、保険料における賦課限度額の経過措置につきましては、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については従前の例によるものといたします。

49ページをお願いいたします。

改正条文につきましては、新旧対照表の第22条、第28条、第34条の下線部のとおりとなっております。

次に、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等への傷病手当金の支給でございま

すが、内容につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において、給与等の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に就くことを予定した日について、傷病手当金を支給しようとするものです。傷病手当金の額は、給与等の収入額の3分の2に相当する額とし、支給期間は1年6カ月を限度にしようとするものでございます。

44ページ、45ページをお願いいたします。

改正内容は、44ページの第11項から第14項まででございます。

この改正は、44ページ中段、附則第1項の前段のとおり、公布の日から施行し、本年4月1日から適用するもので、附則第2項につきましては、傷病手当金の支給を開始する日を令和2年1月1日から令和2年9月30日までとし、新型コロナウイルス感染症が減少しないようであれば、規則で延長できるよう経過措置を定めたものとなっております。

46ページから48ページをお願いいたします。

改正条文につきましては、46ページ下段附則から48ページ新旧対照表の下線部分を追加するものでございます。

以上で議案第46号の内容説明を終わらせていただきます。

上村毅住民課長

続きまして、議案第47号 紀北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

議案書51ページをお願いいたします。

議案第47号 紀北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

紀北町後期高齢者医療に関する条例（平成20年紀北町条例第1号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年6月9日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

このたびの改正内容でございますが、主な内容といたしましては、紀北町国民健康保険条例の改正内容と同様の、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等への傷病手当金の

支給に関して、本町においても後期高齢者医療分において申請書の提出を受け付けることができるよう、条文を改正するものでございます。

52ページは、改正文でございます。

この改正は、附則のとおり、公布の日から施行するものです。

53ページは、新旧対照表でございます。

第2条第1項第8号、申請受付の条文をつけ加えるものとなっております。

以上が改正内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

平野隆久議長

次に、議案第48号、第49号の内容説明を求めます。

上野総務課長。

上野和彦総務課長

皆さん、おはようございます。

それでは、議案第48号について説明させていただきます。

議案書54ページをお願いいたします。

議案第48号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、紀北町長及び副町長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

令和2年6月9日提出

紀北町長 尾上壽一

今回の専決処分につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、住民生活や社会経済活動に著しい影響が見受けられ、このような現下の厳しい状況を鑑み、町長及び副町長、教育長の三役の期末手当について、6月及び12月にそれぞれ支給額の20%を減額するとして、期末手当の支給割合を引き下げる改正を行ったものであります。

また、6月期末手当の基準日までに条例改正を行う必要があったことから、地方自治法第179条第1項に基づき、5月29日に専決処分を行っております。

なお、この議案第48号は町長及び副町長について、次の議案第49号は教育長について期末手当を減額する改正の専決処分であり、今回これを報告し、承認を求めます。

55ページをお願いいたします。

この専決第5号は、令和2年5月29日に専決処分を行った専決処分書であります。

56ページをお願いいたします。

これは、専決処分いたしました、紀北町長及び副町長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の改正文であります。

本改正につきましては、令和2年6月及び12月に支給する期末手当に関する特例措置を定めたものであり、本則第3条に掲げる割合100分の197.5を100分の158に引き下げるもので、その改正について、当該条例の附則に第4項として追加するものであります。

また、この改正条例は、令和2年5月29日から施行するものとなっております。

57ページは、新旧対照表であります。

議案第48号の説明は以上でございます。

上野和彦総務課長

続きまして、議案第49号について説明させていただきます。

議案書58ページをお願いいたします。

議案第49号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、紀北町教育長の給与及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和2年6月9日提出

紀北町長 尾上壽一

この専決処分につきましては、教育長について期末手当を、議案第48号と同様に、6月及び12月にそれぞれ支給額の20%を減額するとして、期末手当の支給割合を引き下げる改正を行ったものであります。

59ページをお願いいたします。

この専決第6号につきましても、令和2年5月29日に専決処分を行った専決処分書でございます。

60ページをお願いいたします。

これは、紀北町教育長の給与及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の改正文であります。

本改正につきましても、先ほどの町長及び副町長の場合と同様、令和2年6月及び12月に

支給する期末手当に関する特例措置を定めたものであり、本則第4条に掲げる割合100分の197.5を100の158に引き下げるもので、その改正について、当該条例の附則に第4号として追加したものであります。

また、この改正条例は、令和2年5月29日から施行することとなっております。

61ページは、新旧対照表であります。

議案第49号の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

平野隆久議長

次に、議案第50号の内容説明を求めます。

宮本農林水産課長。

宮本忠宜農林水産課長

それでは、議案第50号についてご説明申し上げます。

議案書の62ページをお願いいたします。

議案第50号 矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結について

次のとおり委託事業契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 矢口漁港海岸保全施設整備事業
(令和2年度分)
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 2億5,441万円
- 4 契約の相手方 三重県津市広明町13番地
三重県
三重県知事 鈴木 英敬

令和2年6月9日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

矢口漁港海岸保全施設整備事業について、漁港海岸工事に豊富な知識と経験を持った三重県に工事を委託することから、三重県と委託事業契約を締結するに当たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決が必要なためでございます。

今回の提案の委託事業契約につきましては、令和2年度予算に係る国からの交付金の配分

等に基づく事業費が決まりましたので、これに町単独事業分を加えた金額をもって三重県に事業委託いたしたく、今回委託契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものでございます。

今回の委託事業契約は、平成23年度からの継続事業の令和2年度分として、国の農山漁村地域整備交付金を活用した事業分及び、町単独事業分にそれぞれ事業費を合わせた2億5,441万円で三重県と契約を行おうとするものでございます。

それでは、資料の説明をさせていただきます。

議案書の63ページをお願いします。

資料1につきましては、令和2年度分の矢口漁港海岸保全施設整備事業の契約額、事務費を除く事業費の概要、施行期間でございます。

上の表が、令和2年度における、矢口漁港海岸保全施設整備事業の三重県に委託する契約額の内訳でございます。

契約額につきましては、事業費が2億4,700万円、事務費が741万円の合わせて2億5,441万円でございます。

続きまして、下の表の事業費概要でございます。

この表につきましては、上記契約額のうち事務費を除いた事業費に、三重県との委託契約に係る部分以外の事業も含めた、令和2年度の現時点の事業予定でございます。

令和2年度の矢口漁港海岸につきましては、交付金事業と町単事業の2つの事業で実施いたします。交付金とありますのは、農山漁村地域整備交付金に係るもので、工事内容は堤防工一式で、金額は1億4,700万円でございます。

次に、町単事業とありますのは、国の交付金に頼らずに合併特例債を活用して平成30年度から実施している事業で、本年度も1億円の事業費により堤防工を実施する予定としております。

2つの事業を合わせて2億4,700万円が、県に委託する事業費分でございます。

その下の交付金とありますのは、農山漁村地域整備交付金の対象事業で、用地費と補償費を合わせて300万円予算計上しており、県に委託せず町で実施予定のものでございます。

次に、施行期間であります。

施行期間につきましては、議決の日から令和3年3月31日までを予定しております。

続きまして、議案書64ページの資料の2をお願いします。

資料2につきましては、矢口漁港海岸の全体平面図でございます。令和元年度以前の施行

部分を黄色、令和2年度の施行部分を赤色、令和3年度以降の施行部分を緑色で表示しております。

矢口漁港につきましては、国の交付金で施工するA区間と、町単独事業で施工するB区間に大きく分けて事業を実施する予定でございます。

A区間の令和2年度分は、①の堤防基礎工200メートルと②の堤防工100メートルの施工を予定しております。

次に、B区間の令和2年度分は、③の堤防工30メートルと④の堤防工120メートルの施工を予定しております。

続きまして、議案書の65ページ、資料3をお願いします。

資料3につきましては、先ほどの全体平面図と同様に、令和元年度以前の施行部分を黄色、令和2年度の施行部分を赤色、令和3年度以前の施行部分を緑色で表示しており、国の交付金で施工するA区間にある令和2年度施工分の①の堤防基礎工200メートルにかかる施工予定箇所の堤防基礎工の標準断面図でございます。

続きまして、議案書の66ページをお願いします。

資料4につきましては、国の交付金で施工するA区間にある令和2年度の施工分の②の堤防工100メートルにかかる施工予定箇所の堤防標準断面図でございます。

続きまして、議案書67ページをお願いします。

資料5につきましては、国の交付金で施工するA区間にある令和2年度施工分の②の堤防工100メートルにかかる中で、前年度予算分で堤防前面に矢板を施工済みの部分の堤防標準断面図でございます。

続きまして、議案書68ページ、資料6をお願いします。

資料6につきましては、町単独で施工するB区間にある令和2年度施工分の③の堤防工30メートルにかかる施工予定箇所の堤防標準断面図でございます。

続きまして、69ページ、資料7をお願いします。

資料7につきましては、町単独事業で施工しますB区間にある令和2年度施工分の④の堤防工120メートルにかかる施工予定箇所の堤防標準断面図でございます。

議案第50号についての説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

平野隆久議長

次に、議案第51号の内容説明を求めます。

岩見危機管理課長。

岩見建志危機管理課長

それでは、議案第51号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について説明をさせていただきます。

議案書の70ページをご覧ください。

議案第51号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について

下記のとおり財産の取得のため備品購入契約を締結したいので、議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 小型動力ポンプ付積載車1台購入
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 825万円
- 4 契約の相手方 三重県伊勢市上地町2691番地

三重保安商事株式会社

代表取締役 松本 隆幸

令和2年6月9日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

紀北町消防団紀伊長島方面隊第4分団十須詰所に配備する小型動力ポンプ付積載車の買替えに伴い、備品購入契約を締結するに当たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決が必要なためであります。

71ページ、資料をご覧ください。

本事業は、令和2年度小型動力ポンプ付積載車整備事業で、まず購入費に関しましては、契約金額が825万円でございます。この契約金額は、物品価格の750万円に10%の消費税75万円を加えたものであります。

入札は、一般競争入札により3社の参加があり、最低価格を提示した三重保安商事株式会社が落札しました。

予定価格の892万3,970円に対する落札率は92%であります。

次に、購入物品の概要であります。購入数量等につきましては、ベースとなる車両は、トヨタのトヨエース1台でございます。

積載する小型動力ポンプは、トーハツのB-3級1台、その他、消防車両としての艀装一式でございます。

これらの内訳でございますが、シャーシ等につきましては、Wキャブで4WD、ディーゼルエンジンで排気量は2,982cc、最大積載量は1トン、5速マニュアルで、乗車定員は8名でございます。

小型動力ポンプにつきましては、トーハツVF53ASで、ポンプの級別はB-3級、3気筒4ストローク水冷式で、検定出力は22kW、電子制御燃料噴射式のオイルレス真空ポンプでございます。

艀装・取付け品等は、主なものといたしまして、レール引き出し式の小型動力ポンプ積載装置を備え、車体等の色は、メーカー塗装の消防色でさび止め処理を行い、ホース格納棚、赤色回転灯を設置し、電子サイレン、仕様書に記載の取付け装置及び取付け品、附属品を一式取り付けたものとなります。

納入期限は、令和3年1月29日でございます。

72ページ、資料2をご覧ください。

この図面は、小型動力ポンプ付積載車の真上からの平面図、後方、左側面、右側面後部の、3つの方向からの立面図と、主な艀装及び附属品の設置予定などを示したイメージ図でございます。番号の1から45番は、その艀装・附属品等の設置予定位置を示してございます。

以上で、議案第51号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

平野隆久議長

ここで暫時休憩といたします。

(午前 10時 31分)

平野隆久議長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前 10時 45分)

平野隆久議長

次に、議案第52号の内容説明を求めます。

水谷財政課長。

水谷法夫財政課長

それでは、議案第52号 令和2年度紀北町一般会計補正予算（第2号）の内容につきましてご説明をさせていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和2年度紀北町一般会計補正予算（第2号）

令和2年度紀北町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億918万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124億9,366万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和2年6月9日提出

紀北町長 尾上壽一

今回の補正の主なものにつきましては、新型コロナウイルス感染症に対する町独自の経済対策で、1世帯1万円の商品券の給付、水道の基本料金6カ月分の全額免除や児童手当支給対象児童1人2万円の給付など、総額で1億8,382万9,000円でございます。

4ページをご覧ください。

第2表 債務負担行為の追加でございます。

新交通システム車両の賃貸借と、新型コロナウイルス感染症の経済対策として、漁業経営維持安定資金と、小規模事業者融資に係る借入利子等でございます。

歳入歳出予算の内容につきましては、予算に関する説明書で歳入から説明させていただきます。

7ページをご覧ください。

第14款・県支出金、第3項・委託金、第8目・教育費委託金は16万8,000円を増額するものでございますが、子ども支援ネットワーク・アクション事業委託金を新たに計上するものでございます。

第17款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金は、2億801万7,000円を増額し、10億4,951万2,000円とするものでございますが、今回の補正の所要財源とするため、財政調整基金より繰り入れるものでございます。

第19款・諸収入、第5項・第6目ともに雑入は100万円を増額し、3億172万4,000円とするものでございますが、防災関係雑入のコミュニティ助成事業助成金を新たに計上するもので、消防団活動事業に充当するものでございます。

次に、歳出予算をご説明させていただきます。

8ページをご覧ください。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第6目・企画費は、1,140万6,000円を増額し、1億5,498万5,000円とするものでございますが、地方バス運行対策事業で、新交通システム「えがお」の本運行に係る経費で、会計年度任用職員報酬や事業委託料などがございます。

9ページをご覧ください。

第3款・民生費、第1項・社会福祉費、第1目・社会福祉総務費は、704万4,000円を増額し、8億3,038万円とするものでございますが、紀北広域連合運営事業で、組合負担金でございます。

10ページをご覧ください。

第3項・児童福祉費、第3目・児童措置費は、3,045万7,000円を増額し、1億9,441万5,000円とするものでございますが、子育て応援給付金事業で、児童手当支給対象児童1人2万円の給付金3,000万円などがございます。

11ページをご覧ください。

第4款・衛生費、第3項・上水道費、第1目・上水道施設費は、4,045万円を増額し、9,851万4,000円とするものでございますが、上水道事業繰出金で、水道料金の基本料金6カ月間全額免除とするため、減収となる水道料金を水道事業会計に繰出しをするものでございます。

12ページをご覧ください。

第6款、第1項ともに商工費、第1目・商工総務費は、1億1,039万2,000円を増額し、1

億6,372万5,000円とするものでございますが、きほく生活応援商品券事業9,039万2,000円は、1世帯1万円の商品券を給付する事業で、みえ熊野古道商工会への事業補助金など特別支援金事業2,000万円は、三重県の自粛要請対象外で自主的に休業した事業者で、基準要件に該当する事業者への1事業者25万円 of 支援補助金でございます。

第2目・商工業振興費は、548万8,000円を増額し、4,906万9,000円とするものでございますが、道の駅「海山」の空調等の改修工事費や、冷凍・冷蔵ショーケース2台を更新するための購入費などでございます。

13ページをご覧ください。

第8款、第1項ともに消防費、第2目・非常備消防費は、125万円を増額し、4,004万9,000円とするものでございますが、消防団活動事業で、コミュニティ助成金による煙体験装置等の購入費でございます。

第5目・災害対策費は、253万円を増額し、9億4,183万1,000円とするものでございますが、1世帯5枚のマスクを配布したことなどから、備蓄用としてマスク10万枚の購入費でございます。

14ページをご覧ください。

第9款・教育費、第1項・教育総務費、第3目・教育振興費は、16万8,000円を増額し、1,011万5,000円とするものでございますが、人権尊重の地域づくりのための三重県からの委託事業でございます。

15ページは、債務負担行為に関する調書でございます。

16ページからは、給与費明細書でございます。

今回の増額は、新交通システム「えがお」の本運行のためのドライバーとオペレーター4名の会計年度任用職員の報酬等でございます。

会計年度任用職員分でございますが、19ページをご覧ください。

会計年度任用職員4名分の報酬428万4,000円、職員手当73万8,000円と共済費77万8,000円の増額を行うもので、これにより変更後の合計が4億6,035万7,000円となります。

戻りますが、17ページをご覧ください。

職員と会計年度任用職員の補正後の合計は、580万円を増額し、17億353万1,000円となります。

以上で、議案第52号 令和2年度紀北町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

平野隆久議長

次に、議案第53号の内容説明を求めます。

上村住民課長。

上村毅住民課長

それでは、議案第53号 令和2年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の内容につきまして説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和2年度紀北町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億748万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分の金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月9日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明させていただきますので、6ページをお願いいたします。

第3款・県支出金、第3項・県負担金・補助金、第1目・保険給付費等交付金100万円の増額は、傷病手当金の支給に伴う特別調整交付金の増額でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

7ページをお願いいたします。

第2款・保険給付費、第6項・傷病手当金、第1目・傷病手当金、傷病手当金支給事業100万円の増額につきましては、給与等の支払いを受けている被保険者が、新型コロナウイルスに感染した場合、または発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において、療養のためその労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に就くことを予定していた日について支給する傷病手当金の増額となっております。

以上で、議案第53号 令和2年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の

説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

平野隆久議長

次に、議案第54号の内容説明を求めます。

中村水道課長。

中村吉伸水道課長

それでは、議案第54号 令和2年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

令和2年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和2年度紀北町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和2年度紀北町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

収益的収入でございますが、第1款・水道事業収益の既決予定額4億1,729万円に補正予定額404万5,000円を減額し、計を4億1,324万5,000円に。

第1項・営業収益の既決予定額3億4,165万円に、補正予定額4,449万5,000円を減額し、計を2億9,715万5,000円に。

第2項・営業外収益の既決予定額7,564万円に、補正予定額4,045万円を増額し、計を1億1,609万円に補正するものでございます。

続きまして、収益的支出でございますが、第1款・水道事業費用の既決予定額3億9,912万8,000円に、補正予定額404万5,000円を減額し、計を3億9,508万3,000円に。

第2項・営業外費用の既決予定額3,571万円に、補正予定額404万5,000円を減額し、計を3,166万5,000円に補正するものでございます。

次に、（他会計からの補助金）

第3条 予算第9条に定めた他会計からの補助金を、次のとおり補正する。

一般会計からの補助金の既決予定額5,806万4,000円に、補正予定額4,045万円を増額し、計を9,851万4,000円に補正するものでございます。

令和2年6月9日提出

内容につきましては、実施計画書により収入予算から説明させていただきます。

予算書の10ページをお願いいたします。

収益的収入の第1款・水道事業収益、第1項・営業収益、第1目・給水収益は4,449万5,000円を減額し、2億9,467万5,000円とするものでございます。

新型コロナウイルス感染症が町民の皆さんの生活に甚大な影響をもたらしている状況を踏まえ、生活及び経済活動を支援するため、6月から11月までの6カ月間、水道基本料金を全額免除するものでございます。

第2項・営業外収益、第2目・補助金は、4,045万円を増額し、4,667万5,000円とするものでございます。

一般会計からの繰入金であり、収益的収支で不足する水道基本料金の減収分を、一般会計から同額を補填するものでございます。

続きまして、支出予算の内容を説明させていただきます。

収益的支出の第1款・水道事業費用、第2項・営業外費用、第2目・消費税及び地方消費税は、404万5,000円を減額し、1,029万円とするものでございます。

水道基本料金の減収分に伴う消費税及び地方消費税の減額でございます。

以上で、議案第54号 令和2年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

平野隆久議長

以上で議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

これから各議案の質疑に入りますが、質疑の回数は、会議規則第55条の規定において、議長が宣告した議題について3回以内となっております。明瞭簡潔に行っていただきますようお願いいたします。

なお、委員会での審査は十分にできますので、申し合わせ事項にもありますとおり、自分が所属する委員会に付託された案件についての質疑は委員会で行っていただきますよう、議事運営にご配慮をお願い申し上げます。

それでは、各議案に対する質疑を行います。

日程第 5

平野隆久議長

日程第 5 議案第44号 紀北町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

9 ページのひとり親家庭の所得割、その他の説明があったんですけれども、やっとな条例、前の臨時議会なんかでも条例の改正もありましたが、再度上がってきましたので、具体的な例をお伺いします。

今、所得税の減免は27万で、住民税は26万円ですが、これによってどれぐらいの金額が増えるのかお伺いいたします。

そしてもう一点、これは子育て世代への軽減ということが目的やと言われておりますけれども、子育てが終わって寡婦になった場合は、また今までの未婚であるとか結婚して死別とかで寡婦になったのか、そこの部分は残るのではないかなという、先ほどの説明もちょっとあったんですけれども、そこのところの確認だけお願いしたいと思います。

平野隆久議長

直江税務課長。

直江仁税務課長

先ほどの議員の質問にお答えします。

2つあったかと思いますが、1番目の今回のひとり親の制度による所得税の関係でどれぐらい増えるかという話で、実際に、大変申し訳ないんですけれども、どれぐらい増えるかというところは私のほうで調べておりませんので、後ほど確認させていただきたいなと思っております。

もう一つ、ひとり親家庭の関係で、子育てが終わって、その方に対しての要件のことかなと思うんですけれども、ひとり親の関係でいきますと、基本的には、ひとり親家庭で、寡婦の要件とひとり親の要件で、死別、離婚とかの場合と、あとは未婚の場合とかとあるんですけれども、寡婦の場合の死別、離婚の場合は、一般寡婦という話で、子どもさんが例えばい

た場合に、その人が巣立ったりしますと、そのままの寡婦の控除となります、引き続き。ひとり親の場合は、子どもが巣立っていきますと、単身ということで、控除としては受けられないと認識しております。

以上でございます。

平野隆久議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

私の1回目の質問が悪かったかもしれないんですけども、27万円のところが、今回のこのひとり親家庭のひとり親の部分で税制が変化、30万とか何十万とかに変わると言うんですけども、その金額をお聞きしたんですけども。27万円が幾らになるのか、住民税やったら、26万円やったのが幾ら控除できるようになるのかというところを、現実にですね、お尋ねしたつもりなんですけれども、言い方が悪かったのかもしれない。

そして、そこのお聞かせ願いたいのと、もう一点、2回目なので、新型コロナの対策のところなんですけれども、まあこら辺でも若い方たちが、半年先とかそういうイベントのチケットを買って、ライブへ行くとかそういう部分があるかと思うんですけども、その場合、先ほどの説明ですと、キャンセルしてお金をもらわなかった場合は寄附としてみなされるという説明だったと思うんですけども、それはいつからの部分なのか、いつまでの部分なのか。そして、そういうことができるよという、申告のときに影響してくるかと思うんですけども、その告知というんですか、広報はどのように考えておられるのかお聞きいたします。

平野隆久議長

直江税務課長。

直江仁税務課長

先ほどの質疑、すみませんでした。聞き取りにくくて申し訳ございません。

控除の関係が、所得税ベースでいきますと、27万円から35万円になります。個人の住民税に関しては、26万円が30万円になります。

あとは、次のコロナウイルスの寄附金控除の関係ですが、説明でも指定期間とさせてもらったんですけども、期間のほうは、令和2年の、今年の2月1日から令和3年12月、来年の12月31日までというのが指定期間と各要綱等にはうたわれております。基本的には、申告のときの、確定申告ですね、その際に寄附金控除ということで、もしイベントとかの入場券

等を購入して、それが、文部科学省なんですけれども、そこで主催者が申請して認められれば、それが寄附金控除という扱いになるんですけれども、あくまでも本人が主催者に対し、主催者が、払い戻ししますか、しませんか、その際に、私はしませんというような内容の中で、寄附金控除ということになっております。

以上でございます。

平野隆久議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

ひとり親家庭のところはよく分かりました。控除額が増えるということはいいとは思いますが、制限も、所得が500万円ということで、この地方でひとり親の方は女性が多いと思うんですけれども、そこまでいかない人がほとんどではないかなという思いもあります。そして、所得税は令和2年度の部分から適用されて、住民税は去年の部分になっていく、昨年度の部分の1年後になるわけですね。

そのところの確認と、そしてあと、新型コロナのことなんですけれども、その全てのイベントなどで中止になったチケットが対象になるわけではないですね、今のお話をお聞きしたら。その事業によっては違うというところなのかどうか、そのところを、これから動いていくのかなという思いもあるんですけれども、そこら辺の見通しはどうなんでしょうか。文部省のほうでこれとこれと決まっているのかどうかお伺いします。

平野隆久議長

直江税務課長。

直江仁税務課長

先ほどのご質問なんですけれども、まず期間ですけれども、寡婦、申告の期間は、来年度、令和3年1月ですね。今年の収入、今年の1月、令和2年1月から12月までの収入に関しての確定申告が、令和3年2月15日から、土日もあるんですけれども、15日から3月15日という確定申告時期なんですけれども、そのときに要件で、住民税のほうもその要件になります。所得税、住民税、その要件でになります。

それから、イベントは全てのものが対象になるかならないかという話なんですけれども、文科省へ申請を行って、いろんな要件があったかと思うんですけれども、全てではないような話になっております。ほとんどのものが該当にはなるのではないかと思うんですけれども、文科省のほうでも、もう既に申請等もしておるような主催者等もおるような話もちよっと出

ますので、公表もしておるような話で、私は確認はしておりませんが、以上でございます。

平野隆久議長

ほかに質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

日程第6

平野隆久議長

次に、日程第6 議案第45号 紀北町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

田島明良君。

2番 田島明良議員

1つお伺いします。

通知カード再交付、もう取りやめるといことなんでしょうけれども、現在まだ、個人番号カードを切り替えている方、パーセントとしては低いと思うんですけども、その申込みをする場合、通知カードがなくなってもよいという判断でよろしいですか。

もう一度言います。通知カードなしでもマイナンバーカードの発行はできるかどうかお尋ねします。

平野隆久議長

上村住民課長。

上村毅住民課長

お答えさせていただきます。

個人番号の通知カードになりますのは、まずはそのまま残していただいて、そのままマイナンバーの保存の番号を知るために残していただいておるものになります。以後、5月25日に廃止されますので、それ以後、新たに生まれた方とかに関しましては、個人番号通知書と

いうものが新たに届きます。それを保管していただいて、その通知書と一緒に、マイナンバーカードを作るときに申請をしていただけます。もちろん、今後、マイナンバーカードを取得される方におきましては、今お持ちの通知カードを持ってきていただいて、同じようにマイナンバーカードの申請をしていただくという形には変わりございません。

以上でございます。

平野隆久議長

田島明良君。

2番 田島明良議員

確認なんですけれども、新しく生まれた方には通知カードは発行されるということでしょうか。

平野隆久議長

上村住民課長。

上村毅住民課長

今皆さんがお持ちの個人番号の通知カードはカード形式になっておりますが、また別なものとしましてA4様式の通知書というものが、マイナンバーを記載したものが本人様のところに送付されて、それが従来の通知カードと代わるものという形になります。

以上でございます。

平野隆久議長

ほかに質疑される方はありませんか。

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

廃止されたこの通知カードに関して、奨学金の添付書類として、マイナンバーカードを作っていない方はこの通知カードのコピーの添付も可能なんですけど、廃止をされても、そういう点で通知カードが必要になってくる、そういう事例ってあるんでしょうか。もしお答えできるようでしたらお願いします。

平野隆久議長

上村住民課長。

上村毅住民課長

マイナンバーカードの通知カードにおきましては、各それぞれの申請書類におきまして、証明をするものの有効な手段とはならない場合がございます。そのために証明をしていただ

く場合に、マイナンバーを申請していただく部分と、確定申告の場合になりますと、マイナンバーの申請と身元を確認するための、マイナンバーを確認するために通知書、身元を確認するために免許証など、2種類の確認が必要となってまいります。今申し上げました、奨学金に関しては通知カードでよいかどうか、即答はできないんですが、マイナンバーカードの通知カードが廃止されて、その代わりになるものとしてやはりマイナンバーカードを取得していただいて、申請書類の添付にはしていただいたほうが有効的だというふうに考えております。

以上です。

平野隆久議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

通知カードが廃止になったからといって、処分してしまったらいいというものではないので、そこら辺、町内の方で勘違いされている方もみえたものですから、そこら辺の理解をまた町民の方にもしていただかないといけないのかなと思います。

その奨学金に関しては、通知カードでも添付が大丈夫なんですね、書類に関しては。

以上です。ちょっとそこら辺をまた伺いたいと思います。

平野隆久議長

上村住民課長。

上村毅住民課長

マイナンバー通知カードの証明に関しましては、少し誤解されている方も多いと思われるので、広報7月号におきまして、マイナンバーカードの通知とその内容について、広報、周知する予定でございます。

奨学金に関しては、再度確認だけさせていただきます。申し訳ありません。

平野隆久議長

ほかに質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

日程第7

平野隆久議長

次に、日程第7 議案第46号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

すみません、この条例に関して、傷病手当金に関してなんですが、新しく新型コロナの関係で新設をされた条例改正なんですが、国保のほうは県へ移行してから、傷病手当金に関して専決処分でもいいとかという、そういう指示というものはなかったんでしょうか。ちょっとその点、どうしてかという、この条例は、もし新型コロナにかかった場合、会社等をお休みするときに、お休みがしやすい環境をつくるために新設されたと思うんです。その点、県の指示はなかったのか、その点についてお伺いします。

平野隆久議長

上村住民課長。

上村毅住民課長

お答えをさせていただきます。

厚生労働省より、この傷病手当金に関しましての条例改正におきまして示された内容によりますと、この傷病手当金の適用期間が、令和2年1月1日からさかのぼって適用されることがありましたので、条例改正は、各保険者におきまして可能な限り速やかに行うようにとの指示がございました。

先ほど議員も申し上げられていましたように、紀北町の国民健康保険も三重県全体で平成30年度に広域化されましたこともございまして、もちろん三重県で各市町、近隣市町の調整を取りまして、今回の6月議会に上程をさせていただいた次第となります。

以上です。

平野隆久議長

ほかに質疑される方はありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

日程第 8

平野隆久議長

次に、日程第 8 議案第 47 号 紀北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

日程第 9

平野隆久議長

次に、日程第 9 議案第 48 号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

日程第10

平野隆久議長

次に、日程第10 議案第49号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

日程第11

平野隆久議長

次に、日程第11 議案第50号 矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

工事も大分進んできたんですけども、今回、2億5,440万円の随意契約ということで三重県と結ぶわけですが、ここに至るまで数回の会議を持たれてこの結果だと思っておりますけれども、県の部分と町単の部分もあります。そして、用地のところでは、交付金があっても町ですということ、ほとんど仮設道路もでき上がって、用地買収が今年度になってしまった理由というんですか、そして、見直しをお聞きしたいと思います。

平野隆久議長

宮本農林水産課長。

宮本忠宜農林水産課長

質問にお答えいたします。

資料1のとおり、交付金の補助事業の対象であります、町で用地費と補償費、合わせて300万円、町で実施する予定となっております。これにつきましては、令和3年度以降に施行する部分の用地を購入する、または立木補償の費用となっております。

これまでも工事の道路の賃借でありますとか用地買収を進めておりましたが、今後も引き続き事業が円滑に実施できますよう、今年度、また用地の取得に向かって取り組みたいと考えております。

以上でございます。

平野隆久議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

一般的なご回答だったと思うんですけども、ここまで用地が遅れてしまったというところでは、そう理解していいと思うんですけども、大変だった理由があるのではないかなと思うんですけども、もし答えられる部分があればお願いしたいのと、現地を見てみますと、町内の業者の方の作業所なんかも建っておられまして、今、町内の2業者の方が令和元年の分もされたと聞いておりますけれども、県の契約になるんですけども、交渉の中で、どういうふうにすみ分けというんですか、2業者の方はこの部分を持つ、そういうところもし分かればお願いしたいと思います。

平野隆久議長

宮本農林水産課長。

宮本忠宜農林水産課長

まず、1つ目のご質問の用地費についてでございますが、事業開始から用地の調査等も行いまして、随時、用地交渉を行ってきているものでございます。今年度の令和2年度の予算においては、3年度以降の用地の取得に向けて予算化しているというものでございますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、県が発注しております堤防工事の事業でございますが、2業者に工事を発注しております。それにつきましては、2業者というのは、令和元年度の繰越しの予算分の工事ではありますが、2業者に発注をしております。それにつきましては、1つの業者が交付金の補助金の対象事業の工事を請け負っております。もう一つの業者につきましては、町単独事業分の工事を請け負っておるという形になっております。

以上でございます。

平野隆久議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

すみ分けの部分はよく分かりました。

そして、今回、すごく広範囲な部分が、工事が始まるわけなんですけれども、景観もかなり違ってきていますし、安全が確保されるものだと思うんですけれども、住民の方への説明とか、そういうところは済んでおられるのか。また、そうでなかったら予定しているのか、お伺いします。

平野隆久議長

宮本農林水産課長。

宮本忠宜農林水産課長

この事業の説明というか工事の説明でございますが、この令和元年度の繰越しした予算における工事につきましては、3月に県が契約しまして、4月になってから地元の自治会または関係する漁業者等に説明会をさせていただいております。

以上でございます。

平野隆久議長

ほかに質疑される方はありませんか。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

議事進行、どうぞ、入江康仁君。

12番 入江康仁議員

今、業者名を2業者というようなことで、これは業者名は言えないの。そこはちょっとあれじゃないか。

平野隆久議長

できますか。

業者名をお答えします。今、答弁させますので。

宮本農林水産課長。

宮本忠宜農林水産課長

答弁不足があつて、申し訳ございませんでした。

2業者の業者名でございますが、まず、交付金事業の部分を請け負っております業者につきましては、株式会社岡本組さんが請け負っております。あと町単事業の部分についての工事を請け負っております業者につきましては、株式会社幸組さんが請け負っております。

以上でございます。

平野隆久議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

前にも質問したと思うんですけども、紀北町には土木の技術者がおれば、三重県に再委託する必要はないとは思っているんです。というのは、学校なんかにはそういう技術者がおられて、紀北中学校にしても相賀小学校にしても、紀北町にそういう技術者がいるものだから再委託しなくてもいいと、直接その設計を発注していると。そういうことだと思うんですね。

それで、今後、大水害とかいろんな気象条件の変化で、水害とかいろんな土木関係の災害が起こる可能性があるわけです。そういう意味も含めて、このぐらい、このぐらいと言えば失礼なんですけれども、こういう仕事は紀北町で直接発注するような人材をというか体制を組んだほうがいいのかなどという感じはするんです。その辺について、長期的な視野というか人材も育成するということも含めて、あるいは経済的なことも含めて、あるいは地元企業を育てるということも含めて、尾上町長、何か考えがあればお聞かせください。

平野隆久議長

ただいまの柴田洋巳君の質疑なんですけれども、基本的には契約案件ですので、契約をしなかったらという、この議案からちょっと外れるような気がしますけれども、町長において、答えられる範囲でありましたら答弁をお願いしたいと思います。

尾上町長。

尾上壽一町長

柴田議員がおっしゃる意味、よく分かります。人材育成をして、できるものは自分のところでということなんです、海岸の整備事業ですので、なかなか特殊な案件でございますので、なかなか三重県のこの専門的な知見をお借りしてやらなければいけないということで、この事業を始めるときに、そういう形でいきますよということをご説明させていただいて、そういう形にさせていただきました。

一定、頻度の多い事業であれば、議員おっしゃるように、職員をどんどん育てて、紀北町

内の職員ができるようにしたいと思っておりますが、何分にも特殊な事業でございましたので、なかなかそのために人員配置等も難しいと思いますので、今回、この事業に関しましては三重県への委託ということでさせていただいております。

平野隆久議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

それもそうだと思うんですけども、先ほど言ったように、これから気象状況の変化というかあれで、そういう土木的な災害が起こる可能性があるんです。そういうことも含めて、今回の仕事の進め方を教訓に、そういうことが考えられないのかということです。議長はいろいろ私の質問にちょっと困っているようなんですけれども、要するに、今回の仕事の設計から工事の発注を含めて三重県に委託しているわけですよ。それを基に反省というかな、やっぱりこれは紀北町でそういう技術屋を育てていったほうが紀北町のためになるかなと、そういうことがこの仕事を通じて感じられたかどうか、そういうことを聞いたかったです。

平野隆久議長

柴田議員、よろしいですか。ここは、申し訳ないけれども、ご存じだと思うんですけども、これは締結の議案についてですので、締結に関してのことをお願いしたいと思うんです。それで、あと一般質問とか、今回、やっぱり通告後なんですけれども、次のときにもできますので、一般質問でそこら辺のところはしていただいたら結構かと思います。

再度答えることはありますか、町長。いいですか。

柴田議員、もう一回できますがいいですか。

3番 柴田洋巳議員

もういいです。

平野隆久議長

ほかに質疑される方はありませんか。

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

資料6の波返工の下部なんですけど、ちょっとへこんでいると思うんですけども、そしてあと、こここのところが、碎石という部分があるんですけども、ここがほかのところとちょっと違っているものですから、資料6の堤防工30mの図面ですね、ここが、下のほうが、何とか書いてあるんですけど、ちょっと見えんのやけど、ここへこんでいるところがなぜそう

いうふうになっとなつて、この碎石があつて、碎石の横の部分がどういふふうになつとる。ここはコンクリートも何かあるよふになつていふと思ふんですが、何かこふやつて見ると、この碎石のところは強度は十分あるんですが、コンクリート被覆工としての、これは大丈夫なのかなといふよふなことが気になつていふもので。

平野隆久議長

宮本農林水産課長。

宮本忠宜農林水産課長

資料6、68ページのコンクリート被覆工の下部の部分になるかと思ひますが、少し赤い部分がへこんでいふといふか、部分がございふ。これにつきては、既存の堤防にコンクリートで被覆する部分でございふ。そふいふこととて、でつぱりといふよふな形になるのかと思ひますが、既存の堤防にこふいふ部分があるといふこととて、ご理解を頂きていふようお願ひしふ。

それと碎石部分につきては、ここにつきては、通常は海面で、水域でございふ。それで、工用道路を造るために海側のほうに矢板を打ちまして、中に土を入れて工用道路としてございふ。

以上でございふ。

平野隆久議長

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

この碎石の工用道路の終わつた後はどういふふうになるんでしふか。

平野隆久議長

宮本農林水産課長。

宮本忠宜農林水産課長

これはあくまで仮設の工用道路でございふので、工用完成後につきては、外側の、海側の矢板を取つて、土砂も撤去するといふ予定でございふ。

平野隆久議長

よろしいですか。

ほかに質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

日程第12

平野隆久議長

次に、日程第12 議案第51号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

宮地忍君。

1番 宮地忍議員

1番 宮地です。ちょっとお聞きします。

この小型動力ポンプ付積載車、これは何年周期で買うようになっているか。13年ぐらいかなとは思ってたんやけど。それでそれは、その年数の、何でその何年というふうにしとる、理由があれば。それで、今その何年周期で買うということが、いつ頃からそのようにやっとなるかということをお聞きします。

平野隆久議長

岩見危機管理課長。

岩見建志危機管理課長

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

今のところ周期は、これまでおよそ12年周期で更新させていただいたところなんですけれども、今年度より少し方針を変えさせていただきまして、およそ14、5年周期ぐらいで購入させていただこうかなというふうに、方針のほうをちょっと変えさせていただいてございます。

今回の年数に関しましては、十須の詰所の車両なんですけれども、およそ車両は14年を経過してございます。

いつ頃からこの周期で購入しているかにつきましては、すみません、今、資料が手元にございませんで、また後ほど調べて回答させていただきたいと思っております。

以上でございます。

平野隆久議長

宮地忍君。

1番 宮地忍議員

この前、たしか課長に、何かの常任委員会があるときにそれを伝えさせてもろたな。それで、なかなかなくて、2年ぐらいなろうしとるとのことかな。それやったらええと思います。これ40年間ぐらい前から余り替わってなくて、13年ぐらいで替えとった。それで、40年前から、今の車は、全然もう強さも何もかも、性能も違う。これをずっと同じで引っ張ってきとるということがおかしいなと思っと思ったので、そういったことを考慮してもらって、年数を決めてもらっということとはもうええことやと思いますので、それらもちやんと、消防団の車両を別に軽視しとるわけじゃないんやけども、何か緊急事態にさっと出やんなんで、年数もできるだけ新しいほうがええんやけども、しかし、あれ今まで見とると、12、3年乗って、1万にも満たん走行距離、おかしいなとはずっと思っと思ったんやけども、そのようにして考えていただいたらよいかと思うので、今後、せっかく質問させてもろたもんで、どのぐらいまでいったらええかなというふうに捉えとるかお聞きします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

このことにつきましては、宮地議員がおっしゃるように、我々もそこに着眼しまして、年数はたっているけれども距離が延びていない、車庫に入っているということで、程度も落ちていないということがございました。しかしながら、車両の形態が、以前は2人しか乗れなかったりとかいろいろありましたので、ずっと替えてきました、それに基づいて。そういう中でも、やはりちょっと状態を見ながら、この車両は替えるべきかどうかと、そういう判断を、順次来たことではなしに、そういった判断をしながら替えていきたいということで、宮地議員と着眼点は一緒だと思いますが、そういう形でさせていただきたいと、今そういう方向でやっておりますので、今後も、そういった一台一台を十分チェックして点検しながら、替えるべきかどうかということ判断していきたいと、そのように思います。

平野隆久議長

ほかに質疑される方はありませんか。

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

さっきの議員の後の質問になるかと思うんですけども、基本的なところでお伺いします。

14、5年で、今回新しくなったんですけども、今までの車は、下取りとかそういうことをしているのかどうか、この契約の中に反映されているのか、どういう処分になるのかな。一般的に車を買う場合は、14年だと価値がないのかもしれないんですけども、1万メートルも走っていないとなるとどうなのかなというところでお伺いします。

もう一点、たくさん資料で説明を頂いたんですけども、十何年ぶりに新しくなって、特に目玉というんですか、こういう部分が前の車と違うんだよという押しのところを教えてくださいたいと思います。

平野隆久議長

岩見危機管理課長。

岩見建志危機管理課長

ご指摘の車の下取りのことにしましては、車両が14年を経過していますことから、下取りは難しいと業者のほうから伺ってはございます。ですので、下取りということではなく、廃棄処分ということで車両のほうはさせていただきたいなと思います。

ただ、使える車両につきましては、一部ですけれども、軽トラックで、例えば給食センターのごみの処理のための車両として使っていただいているものもございますので、その辺は適宜使えるまでちょっと使わせていただいて、ただ、ポンプにつきましては、先ほどもちょっと答弁が漏れたんですけども、10年の使用、大体耐用年数がございますので、ポンプは更新させていただきたいというふうなことで、更新をさせていただいておるところでございます。

変更点につきましては、先ほど町長からも答えがありましたけれども、今、車両のほうで8名乗れるようになってございますので、多くの団員の方が乗れるようになっていくというふうなところがございます。

以上でございます。

平野隆久議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

廃棄を予定しているというところの車ですね、給食センターで給食の車に使うこともあったということですが、今回の場合、廃棄とおっしゃったようには思うんですけども、具体

的に、町内の業者にするのか、この購入者のところで廃棄してもらおうのか、どういうことになるのかなというところをお願いしたいのと、あと、私なんかも10年ぶりで車を買おうと、まあ便利になったなという部分があるんですけども、同じ質問になるかと思います。定数2名のところが8人になったという以外にありませんか、特に。最後になりますが、お聞きします。

平野隆久議長

岩見危機管理課長。

岩見建志危機管理課長

車両の廃棄につきましては、今回、落札業者の三重保安商事株式会社に依頼しまして、廃車処分をさせていただきたいと考えています。

性能のほうにつきましては、先ほどの車両に関してなんですけれども、車両の性能というのは、年々能力もアップしていると思うんですけども、ポンプにつきましても、エンジンのかかり具合がよいとか、そういった能力についても年々能力は向上しているのかなとは思っています。

以上でございます。

平野隆久議長

ほかに質疑される方はありませんか。

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

関連してあれなんだけれども、これは廃車のことに関しては以前もこういう質問はあったと思うんですよね。それで、今、課長が言われた、給食センターとかに使っているというのは、支部でね、あの小さな軽四のタイプだと思うんです。その2トン車以上のものはなかなか使えないと。だからそういう特殊なところに限って言うんじゃなくてね。前も言ったのは、この廃車をするんだったら、廃車まで確認していて、この先が大事なんだ。分かりますか。皆、1番議員さんも言うたように、性能がどんどん、能力がアップしとる。今我々が使っている車でも、10年以上はへっちゃらでしょう。何十万で乗っているのもたくさんあるでしょう。それと一緒になんですよ。この消防に係る機器に関してのいろいろな向上が、能力があれしとると言うけれども、基本的な設計の部分は変わっていないよ。そういうところは、あなたたちはいろんなところの積算をしてこの入札価格を出すのかと。今回は入札には3者と言うけれども、この車両の積算根拠は、課としてはどのような方法で出すのか、ちょっと教え

ていただきたい。

それでもう一つは、廃棄処分になった消防車はどこへ行くかと。これはみんな後進国へ行くんだよ、ちょっと手をかけて。僕らもよく東南アジアも行くけど、そういう消防車もよく見た、僕らは。だから下取り、普通は、前者議員が言うたように、下取りだったら下取りでこの車両価格に反映していくものだよ。今度は下がるでしょう、当然。

当然そこまで考えてやらな、これは町の財政なんだから。この入札に関して、私も一般質問でも掲げとるけど、もっともっと厳しなるよ。ほかの課もそうだよ、みんな。管理しとる。

そういうところはどないして積算しとるか、ちょっとこれ見積りをどないして取っとるのか、それが積算根拠に使っているのか。それやったらおかしいでしょう。町独自の。

(「自分とこやってる」と呼ぶ者あり)

12番 入江康仁議員

あ、そうか。いや、ちょっと待ってよ。議長に許可もうとんやで。

それぐらいにちょっとしておくわな。余り言ったら議長にも迷惑がかかる。

平野隆久議長

今、総務のほうの所管分ですので、また委員会でもこれから詳しく聞いていただいたら。

この分について、答えられる範囲での答弁を求めます。

岩見危機管理課長。

岩見建志危機管理課長

入札の際の積算根拠につきましては、過去に納入していただいた業者の方から参考見積りを徴収させていただいております。その参考見積りをもって参考にさせていただいております。

以上でございます。

平野隆久議長

あとについてはまたお願いします。

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

先ほど走行距離のこともおっしゃっていましたがけれども、これは、自動車のエンジンで発電して、結局やるわけでしょう。この自体でやるのがついとるわけじゃないんでしょう。分かりますか、課長。自動車のエンジンが動いとらんと、結局放水できんのでしょうか。その辺のところをちょっとお答え願います。

平野隆久議長

岩見危機管理課長。

岩見建志危機管理課長

ポンプの動力につきましては、ポンプ自体の動力、ガソリンで動いていますので、それで動かしてポンプアップをしていますので、車のエンジンがかかっても使用は可能でございます。

以上でございます。

平野隆久議長

よろしいですか。

ほかに質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

日程第13

平野隆久議長

次に、日程第13 議案第52号 令和2年度紀北町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

質疑については、分割はしませんので、歳入歳出についての質疑となります。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

12ページの商工費の中の一般財源1億1,000万円ですね、この財源は、これが一般財源になっとるけども、この通常国会で26日のほうから予備費が10兆円出ているね。これを見越してしとるのか。後で補助金が出てくるように私は思うんです。

もう一点は、新型コロナ対策感染事業25万円、80業者ですね。業者は、どういう業者が対象

になるのか。

この2点。

平野隆久議長

上ノ坊企画課長。

上ノ坊健二企画課長

今回の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、国のほうは、地方創生臨時交付金事業ということでの交付金ということが枠として出ておりまして、それを活用するというこ
とで、今その事務のほうを進めております。

以上でございます。

平野隆久議長

玉津商工観光課長。

玉津裕一商工観光課長

お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策特別支援金事業ということでお答えさせていただきますけ
れども、2,000万円、事業費を計上させていただいております。

その内容なんですけれども、新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大を防止するため、
自発的に休業を行った業種でありまして、特に、釣り船業、瀬渡し業を初めとする屋外レジ
ャー関係と宿泊関係では、県外から観光客を多く受け入れております状況を踏まえまして、
三重県の休業要請対策の協力金の対象外となっている事業者に対して支援するというこ
とで、この事業を盛り込んでおります。

内容なんですけれども、基本的に、1件当たり25万円で80件ということを見込んでおりま
す。

以上でございます。

平野隆久議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

先ほど企画課長から答弁がありましたんですけれども、これは国からくれるということ
ある程度盛り込んだるわけですか、1億1,000万円かな。

それでもう一つ、80業者だとか、それは増える可能性もあるし減る可能性もあるわね。そ
の辺のところもある程度はもう詰めているんですか。その辺の答弁をお願いします。

平野隆久議長

上ノ坊企画課長。

上ノ坊健二企画課長

地方創生の臨時交付金につきまして、5月1日に紀北町の交付限度額というのが示されております。今回の新型コロナウイルス対策につきましては、これは補助がつく、つかないということにかかわらず、急ぎにしなければならないという部分につきまして歳出のほうへ予算計上させておまして、歳入につきましては少し不確定の部分もあるということで、今回、歳入のほうの予算計上はさせていただいておりませんが、そういった財源が充当されるということでは見込んでおります。

以上でございます。

平野隆久議長

玉津商工観光課長。

玉津裕一商工観光課長

80件の見積りについてお答えさせていただきます。

対象事業者数ということですね、例えば遊漁船業の登録者数とか、インターネット等々で確認いたしまして、ほぼこの数字でいけるものということで予算計上させていただきました。

平野隆久議長

ほかに質疑される方はありませんか。

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

1つだけ。

「えがお」はもうあかん。これも、商工もあかんのか。道の駅の管理事業。何も無い。それならこれ1つだけ。

歳入の7ページの教育費委託金、子ども支援ネットワーク・アクション、これに対する事業委託金ですね、16万8,000円、これが歳出の14ページで、この報償費と消耗品費と書いてあるんだけど、これ、どのような支援ネットワーク・アクション事業なんですか。

平野隆久議長

世古学校教育課長。

世古基樹学校教育課長

子ども支援ネットワーク・アクション事業について説明させていただきます。

この事業は、中学校区において確立されている学校・家庭・地域の連携体制である子ども支援ネットワークを活用しまして、教育的に不利な環境の下にある子供を中心とした支援と、子供を主体とした人権尊重の意識を広める活動に取り組むことで、人権尊重、地域づくりを推進することを目的とした事業になります。

事業内容につきましては、防災学習をやることになっていまして、防災学習に係る謝金、報酬ですね、あと避難所関係のHUGというカードゲーム、それでクロスゲームという消耗品を購入する費用になっております。

以上になります。

平野隆久議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

これ、ちょっとピンとこない。どういような活動をしながら、それでどういようなあれをやっとなの、事業。今、何か防災とか何かの講演といつか何といふんだ、これはちょっと分からんな。

平野隆久議長

中井教育長。

中井克佳教育長

お答えします。

子供たちに、命を大切にすることということで、地域の人と連携して、主に津波が押し寄せることを想定して、HUG、クロスロード、発達、年齢に応じて、危機に際したときにどうやって合意形成していくのか、そういうことを体験します。その中で、学校だけの学びで終わるのではなく、地域の防災に関わる人たちにも加わっていただいて、そして町の課題を学生たちも一緒に参画して自分たちの問題として解決に向かって発信していく、そういうことを目指しております。

以上です。

平野隆久議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

いやいや、教育長、その趣旨は分かる。分かるんだけど、どんな活動のどんなような場で教育したのか。子どものその、言った、防災とか何の、どういようなあれをやっとい

るのかと。実際どないして活動していこう言うところのかというところだけ教えてくれたらいいんです。

平野隆久議長

中井教育長。

中井克佳教育長

説明がちょっと足りず、すみませんでした。

1年生のときですと、実際に三重大大学の先生に入ってもらって、自分たちの持っている意見を引き出して、そしてそれを取捨選択していくということを勉強します。2年生になりますと、実際に地域に出てフィールドワークを行い、どこに危険性があるのか、それを判断していく体験をしていきます。3年生になったときは、危機が発生したときを想定して、避難所を運営し、運営するだけでなく、その後、どういうふうな形で避難所のよりよい整備をしていくのか、また、避難経路についても、どういうふうに関わって地域のほかの人たちのために貢献できるのかということ、体を使って学習していく、そういうことをやっております。

以上です。

平野隆久議長

ここで暫時休憩いたします。

(午後 0時 02分)

平野隆久議長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時 00分)

平野隆久議長

質疑の途中ですが、ここで提出案件に対する訂正の申出がありましたので、発言を許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

議員の皆様、誠に申し訳ございませんが、議案の訂正の申出をさせていただきたいと思っております。訂正の内容についてご説明をさせていただきます。

訂正につきましては、議案第46号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の説明資料と、議案第50号 矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結についての図面資料でございます。

まず、お配りした正誤表をご覧ください。

記載誤りにより、議案書45ページ、第2条のところで、第34条第1項の項の文字が「校」と誤って記載しておりましたので、訂正をお願いいたしたく申出をさせていただいたものでございます。

また、議案第50号の図面資料におきまして、堤防の高さなどの表示に差異がございますので、三重県のほうに確認いたしまして、総務産業委員会の開催までに図面の差し替えをさせていただきたいので、よろしくお願いを申し上げます。

このような誤りが発生しないよう、必要な注意喚起と確認作業の徹底を図ってまいります。ご迷惑をおかけいたしまして誠に申し訳ありませんでした。よろしくお願ひ申し上げます。

平野隆久議長

ただいまの訂正の申出につきましては、町長からの申出のとおり訂正することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

異議なしと認めます。

したがって、本件につきましては、町長からの申出のとおり訂正することといたします。

それでは、議案第52号 令和2年度紀北町一般会計補正予算(第2号)の質疑の途中ですが、始めたいと思います。

質疑される方はありませんか。

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

4番 岡村です。

13ページをお願いします。52号の13ページですね。

消防費でございますけれども、ここの第5目の災害対策費でございますけれども、備品購入費か、ごめんなさい、第2目の備品購入費になると思うんですけれども、この中で、煙体験装置を購入すると言われたんですけれども、煙体験装置とはどういうものか、ちょっと概要の説明をお願いしたいんですけれども。

平野隆久議長

岩見危機管理課長。

岩見建志危機管理課長

今ご指摘のありました煙体験装置なんですけれども、人工的に火災を想定した煙を発生させて、そこで煙を体験するというものでございまして、購入物品に関しましては、煙の発生装置を2台と、煙を体験するためのテントを2張購入する。あと、その他の煙を発生させるための液体を購入するための費用でございます。

以上でございます。

平野隆久議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

非常に結構なことだと思います。災害といたら、津波とか豪雨ばかり考えているんでなくて、やっぱり火事も災害の一つですので、非常に結構だと思うんですけれども、その煙体験装置を、例えば自主防災会なんかの訓練にも使えるのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですけれども、よろしく。

平野隆久議長

岩見危機管理課長。

岩見建志危機管理課長

この体験装置の使用につきましては、今のところ、消防団の訓練ですとか、あと各学校の訓練等におきまして使用することを目的と、今のところ予定してございます。

以上でございます。

すみません、今のところメインとしては学校施設とか消防団なんですけれども、申出がございましたら自主防の訓練なんかにも使用できるかと思ってございます。

以上でございます。

平野隆久議長

ほかに質疑される方はありませんか。

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

何点かお伺いします。

8ページの企画の、「えがお」の本運行に係る費用という説明でしたが、会計年度職員は運転手さん2人とオペレーター2人の部分だと思うんですけども、日当で雇ってみえると思うんですけども、例えば運転手の1人の方が突然病気なんかで休みになった場合は、この会計年度職員さんで応用できるのかな、2人ではという部分がありますので、お聞きしたいと思います。

そしてもう一つは、事業委託料、これについても、福祉タクシーとか三重交通とかにあると思うんですが、詳しい説明と、燃料費が10万円ですね、7か月で10万円しか要らないという予算になっておりますが、何往復ぐらいを予定されているのかお伺いします。

12ページは、続きまして、いっぱいあってごめんなさい、きほく生活応援商品券事業なんですけれども、全協で説明があつてから町民の皆さんは、いつか、いつかってよく期待しておられるんですけども、現実には金券を発行することになると思うんですけども、それで通信運搬費も高くつくと思いますが、実際に皆さんの手元に着くまでの過程を説明していただきたいというのと、道の駅の工事費ですね、管理するときに、指定管理の契約を結ぶときにこういう工事は予想されなかったのかどうかお伺いします。

そして、いっぱいあってごめんなさい、その次の13ページ、マスクを買いますということですが、今まで5枚で8,000世帯で4万枚配ったんですね。今度10万枚購入ということなんですけれども、今も良い製品とかちょっと怪しげなとかいろいろあると思うんですけども、どういう方法で購入される予定なのかお伺いします。

平野隆久議長

上ノ坊企画課長。

上ノ坊健二企画課長

まず、新交通システム「えがお」の関係ですが、正規ドライバーにつきましては2名、それからオペレーター2名ということで雇っております。その正規ドライバー2名の方がもし風邪等で急遽休まれるとか、当然休みも必要でございますので、それをカバーしていただく

ということで、一応委託料のほうに経費を組んでおりますけれども、福祉タクシー事業者のほうにその分をカバーしていただくようお願いして、委託料を計上しております。

それから、燃料費につきましては、10万円ということで、7か月の予算ということなんですけれども、当初、8往復で見込んでおりましたところ、実際、5月末ですといろいろコロナウイルス感染症の関係なんかもございますけれども、平均3運行ぐらいということがございまして、そういったことから、燃料費は少し当初で多めに組んでおりましたことから、そういったことで今回は10万円の補正ということでございます。

あと委託料ですね。委託料につきましては、先ほど言いました、福祉タクシーのほうに運行のほうの業務を委託する委託料と、それから三重交通のほうには、運行管理、安全管理等も含めてのことですけれども、運行管理を委託する費用、それから、安全運転の教育をお願いする費用とか、それから点呼については、ITの点呼の機器を使って、南部の営業所のほうとやりとりをしておりますので、そういったところでの通信の委託料とかというところで、合わせて299万8,000円のほうを計上させていただいております。

以上でございます。

平野隆久議長

玉津商工観光課長。

玉津裕一商工観光課長

商工観光課から2点ご説明申し上げます。

まず1点目ですが、商品券の過程ということを説明させていただきます。

今回、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴います急激な地域経済への打撃を克服し、町民の皆様の生活の助力となる支え合いを応援するために、きほく生活応援商品券を発行させていただきたいということで、今回上程させていただきました。

今回、議員の皆様にご可決を頂いた暁には、まず町内の業者の皆さんにお声をかけさせていただく。それは商工会の皆さんにお願いしようというふうに考えておりますけれども、そういった関係で、業者さんに募ります。並行いたしまして、町のほうで、その金券ということですか、商品券は有価証券に当たりますので、簡易書留で送るような段取りをしております。それを併せていたしまして、例えばPRもそうですし、加盟店はどういう店がありますかということも、そういったチラシも折り込みまして、町民の皆様は、前回、プレミアム商品券を例に取りますと、2か月ほど要しましたということを考えますと、やはり8月下旬ぐらいになるのかなと。あくまで予想なんですけれども、全力を挙げて取り組んでいきたいという

ふうにご考えております。

2点目の道の駅「海山」の工事、予想できなかったかというご指摘かということなんですけれども、道の駅「海山」なんですけれども、平成9年3月に設立されて、やはり老朽化ということがございました。今回、4月1日に指定管理者が替わったということもありますけれども、その部分につきまして、いろんな老朽箇所等、もちろんその調査等もありますし、例えば、去年して、今年もしてということもありますし、去年ですけれども、入口、玄関のところをちょっと工事とかもさせていただいておりますし、その前の年ですとエアコン工事ということで、毎年何件かやはり修繕するところが出てくるというのが、やはり20年も経過すると、そういった施設の宿命というんですか、そういったこともありますので、そういうことも含めまして、今年度、今回6月補正ということで、急遽、急ぎの工事というんですか、エアコンとかいうような格好で、夏に間に合うような格好で、何とか今回6月議会のほうへ議案上程させていただきました。

以上でございます。

平野隆久議長

岩見危機管理課長。

岩見建志危機管理課長

災害対策事業費の253万円に関してでございます。購入するのは、使い捨ての不織布マスクを10万枚購入する予定でございます。方法につきましては、入札をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

平野隆久議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

それでは、公共交通のほうから再質問をさせていただきます。

会計年度職員さんが急病になった場合は、福祉タクシーの方をお願いするというお話だったんですけれども、急になったときに対応ができるのかどうかですね。元からこの日は福祉タクシーをお願いしたいということでお願いしとるような現状があると思うんですけれども、たまたま最近も急病で休まれた運転手の方がみえまして、その日は1台で走っておりました。両方ですね。幸い、今のところは余り利用者の方がなくて、それで間に合ったのかなという思いもありますけれども、現実的にそういうことができるのかどうか、そういうマニュアル

はどうなっているのかどうか、再度お伺いいたします。

そして、委託のところなんですけれども、試験運行が始まったときは、海山の運行の方が福祉タクシーの方2者をお願いするということだったんですけれども、実際はもう1者の方が両方、海山も長島のほうも10日間ぐらいですか、受け取っておられるわけで、今度委託する場合は、その業者さんとかもう一個の長島の業者さん、みんな合わせて福祉タクシーは3者あるんですけれども、具体的にどのように委託、呼びかけられたのか、呼びかけられる予定なのか、お伺いいたします。

そして、商品券のところへいきます。商品券は、皆さん、もう全協で説明があって、今か今かとお待ちなんですけれども、8月下旬になるよということをやはり早く知らせたほうがいいのかないかという思いと、簡易書留になりますよということも、意識しているほうが住民の方も安心できるんじゃないのかなと思うんですけれども、そこら辺の工夫をどう考えられておるのか。とにかく、まだかまだかという声が、すぐもらえるような感じで、金券を受け取るという皆さんの思いがあるので、そこら辺の広報を一日も早くお願いしたいのとあるんですけれども、再度お伺いいたします。

そして、空調、エアコンで、もうすぐ要るんですけれども、定期的なことではできなかったということなんですけれども、この話はいつごろされて、今回のこの提案になったのかお伺いいたします。

いっぱいあってごめんなさい。

マスクにつきましては、入札ということですが、町内の方に、町内、コロナで大変ですので、町内経済を循環させるのは、どういう方に入札の状況を知らせて入札されるのかお伺いしたいと思います。県内とか。これ頂いたやつは、県内の輸入業者でしたね。そういう、どこら辺までの方に入札を呼びかけられる予定なのかお伺いします。

平野隆久議長

上ノ坊企画課長。

上ノ坊健二企画課長

まず、ドライバーの体調管理につきましては、毎日検温をして体調管理に万全を尽くしております。そうは言いましても、急遽病気になるとか、どうしてもというふうなことはあると思います。今のところ、運行、利用状況については、まだ見込みの低いような状況なものですから、何とか今の状態で回してはおります。

これにつきましては、最悪の場合は、一応職員も運行できるような形で講習等も受けてお

りますので、そういうふうな対処は、最悪の場合ですけれども、そういったこともできます。ただ、そうならないように、事前に体調変化には十分気をつけて運行するということを心がけてやっていくと。また今後、利用等増えてきた場合には、やはりドライバー等の増員とかということにつきましても検討させていただきたいというふうに思っております。

次に、そのことと関係して、福祉タクシーへの委託ということでございますけれども、確かに最初に議員ご指摘のとおり、最初は2者想定していろいろと調整をしておりましたけれども、いろいろ都合によりまして、現在は1者と契約してやっております。一応、一月の20日程度をいろいろカバーしていただくということの想定の中で、今1者でお願いしておりますけれども、今のところ、運行状況としては利用は少ない状況なものですから、その中でやれてはおりますけれども、今後は、やはりほかの福祉タクシーの方にも再度お願いして、安定した運行ができるように努めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

平野隆久議長

玉津商工観光課長。

玉津裕一商工観光課長

商工観光課から2点ご説明申し上げます。

1点目の商品券の関係なんですけれども、やはりいろんな各種団体等、説明もありますけれども、一生懸命、全力を挙げて、スピード感、そして確実性を持って取り組んでまいります。町民の皆さんに、例えば広報きほくですとかケーブルテレビ、ホームページ等で周知いたしておりますし、議員、先ほどお話ありましたように、電話です、ね、役場のほうにもかかってくるがございますので、丁寧に、ご理解していただくように説明もさせていただきます。

2点目なんですけれども、エアコンの調子が悪いのがいつ分かったかということなんですけれども、やはりエアコンがいきなりぱたと止まるわけではないので、今までもだましましたし修理しながら使っていたんですけれども、とうとう使えないなということになりましたので、今回上げさせていただいたところでございます。

以上でございます。

平野隆久議長

岩見危機管理課長。

岩見建志危機管理課長

ご指摘のあったマスクの購入の件につきましてでございますが、入札方法につきましては、

今後、まだこれから検討していきたいと思います。

ただ、見積り段階では、県内、県外からの見積りを頂いておまして、それ以後、マスクもどんどん値段が下がってきているような状況でもございますので、今後検討させていただいて、より安く購入できるように入札を行っていききたいと考えてございます。

以上でございます。

平野隆久議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

公共交通のほうですね、地元の町民の方の運営されている福祉タクシーの方にも、この「えがお」の運行が自分たちの利益にもつながるような形でやっていただきたいと思います。そして、あとマスクなんですけれども、再度お伺いします。県内、県外というお話でしたけれども、これも特別給付金と一緒に頂いたんですけれども、より安くというところで、これは23年の新型インフルエンザのときに購入したものだというお話でした。私、これ、安濃町の輸入元になっていましたので、あ、県内のを使っったのかなと思って調べたんですけれども、この今、会社は、7年、8年前に購入したので、マスクを販売していませんと。いつ販売しなくなったか記憶にないぐらいしていませんと言っていました。そして、住所も団地でしたね。町から配っていただいたやつなんですけれども。今回、貴重なマスクですので、そういうことのないように、安ければいいという部分ではなくて、やっぱり品質も、今いろんなのが出回っていると思いますので、安さだけじゃなくて、本当に安全なものを、安くだったら今誰でも手に入るんですね。安全な面にも十分気をつけて入札を頑張っていたいただきたいと思います。そこのところでご返事があればお願いします。

平野隆久議長

岩見危機管理課長。

岩見建志危機管理課長

ご指摘のあったとおり、今、マスクがいろんな種類のものがございまして、値段も様々です。それも勉強させていただきながら入札をしっかりやっていききたいなと思ってございます。

以上でございます。

平野隆久議長

上ノ坊企画課長。

上ノ坊健二企画課長

福祉タクシーの事業者の方だけではなくて、いろんな交通関係者の方と連携をしながら、この新交通の「えがお」を利用される方にとって、すごくよくなるような事業をずっと目指してやっていきたいと思います。

平野隆久議長

ほかに質疑される方はありませんか。

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

8ページの総務費の企画費の中で、使用料及び賃借料というのがありますが、184万8,000円ですね。その中で使用料として138万6,000円、これはどういうところか。また、通信運搬費とか消耗品費とかありますけれども、そこら辺についても、もう少し詳しくお教え願えるのであれば、もう少し詳しく教えていただきたいんですけれども、よろしくお願ひします。

平野隆久議長

上ノ坊企画課長。

上ノ坊健二企画課長

まず使用料につきましては、これはA Iのシステム利用料ということで、7か月分ということで、新交通システムについては、A Iのもう運行管理システムというのを導入してやっておりますので、その7か月分のランニング費用を計上しております。

賃借料については、車両のリース2台分の7か月分ということ。

それから消耗品については、これはこの事務用品等を計上させていただいております。

あとは、燃料はガソリン代ということです。

平野隆久議長

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

通信運搬費というのはどういうことか、ちょっと。

平野隆久議長

上ノ坊企画課長。

上ノ坊健二企画課長

すみません、答弁が漏れました。

この通信運搬費については、ドライバー、オペレーター用のスマートフォンであります。

スマートフォンを使ってドライバーとオペレーターはやりとりをしております、その3台に係る通信料ということで、その7か月分を計上させていただいております。

平野隆久議長

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

失礼します。

この中で、新交通システム車両賃借契約というのが、2年度分は7年度までになっていますけれども、この委託料については今年度限りになろうと思うんですけれども、本格運転に移行するということですので、その本格運転としての委託という形はどのようなふうになるようになっていくのか、ちょっと詳しく答弁お願いしたいと思います。

平野隆久議長

上ノ坊企画課長。

上ノ坊健二企画課長

まず賃借料につきましては、当初、実証実験ということで始めておまして、車につきましてはレンタルということでさせていただいておったんですけれども、今後本格運行に向けて始めていくというところで、今回、リース契約というふうな形で5年間のリース契約をさせていただいた。そのほうが費用等も安価に済むということもありまして、そのようにさせていただいたということでございます。

事業委託料につきましては、先ほど前者議員に説明させていただきましたけれども、三重交通に対しての運行管理、それから安全運転の教育であるとか、それからITの機器を使って海山の営業所と南部の営業所をやりとりするということの通信料であるとか、通信委託の部分とか、あと福祉タクシーの方に業務委託しているということでありまして、この今の新交通の事業をこの形態でもって続けていくということでありましたら、この事業委託料についても、次年度以降も同じような形で予算計上させていただくということになると思います。

以上でございます。

平野隆久議長

ほかに質疑される方はありませんか。

宮地忍君。

1番 宮地忍議員

1番 宮地です。

1点だけ、この事業委託料の三重交通の運行管理が、これは契約がどのような期間、いつからいつまでというふうになっていますか。

平野隆久議長

上ノ坊企画課長。

上ノ坊健二企画課長

三重交通に関しての運行管理の契約につきましては、当初お認めいただいた4月から8月16日までの契約、今回は17日から3月31日までの契約という形になります。

以上でございます。

平野隆久議長

宮地忍君。

1番 宮地忍議員

いっそのこと確認させてもらいます。その8月から3月31日、それで、それを一旦そこで切って再度やるなら、その時点でもう一回やるということやな。確認だけ。

はい、ありがとうございます。

平野隆久議長

上ノ坊企画課長。

上ノ坊健二企画課長

はい、お見込みのとおりでございます。

平野隆久議長

ほかに質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

日程第14

平野隆久議長

次に、日程第14 議案第53号 令和2年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第

1号)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

日程第15

平野隆久議長

次に、日程第15 議案第54号 令和2年度紀北町水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

日程第16

平野隆久議長

次に、報告案件に入ります。

日程第16 報告第2号 令和元年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、1件の報告案件につきましてご説明をさせていただきます。

報告第2号 令和元年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。令和元年度紀北町一般会計補正予算（第6号）でお認めいただきました繰越明許費につきまして、総額4億1,676万6,885円を令和2年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものであります。

以上、1件の報告につきまして提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課に説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

平野隆久議長

続いて、内容説明を求めます。

水谷財政課長。

水谷法夫財政課長

それでは、報告第2号をご説明させていただきます。

議案書の73ページをご覧ください。

報告第2号 令和元年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書について

令和元年度紀北町一般会計補正予算（第6号）第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和2年6月9日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、74ページの令和元年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書によりご説明させていただきます。

この繰越明許費につきましては、本年3月議会定例会の一般会計補正予算（第6号）におきまして繰越しをお認めいただきましたものでございますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和2年度に繰越した歳出予算の経費について、繰越計算書を調製しましたので、報告するものでございます。

繰越計算書の款項、事業名、1列飛ばしまして、翌年度繰越額の欄をご覧ください。

繰越明許費により、令和2年度に繰り越した事業は、第5款・農林水産業費、第1項・農業費では農業用施設管理事業470万円と一般土地改良事業36万1,000円、第2項・林業費では

林道改良事業2,338万3,000円と町有林造成事業2,790万2,085円、第3項・水産業費では漁港管理事業2,532万8,700円と海岸保全施設整備事業3億447万8,000円でございます。

第7款・土木費、第2項・道路橋りょう費では、道路橋りょう維持補修事業960万円と町道道路改良事業（舗装）197万円でございます。

第10款・災害復旧費、第2項・農林水産施設災害復旧費では、国補林道災害復旧事業1,612万円、第3項・公共土木施設災害復旧費では、国補町道道路災害復旧事業230万円と町単町道道路災害復旧事業62万4,100円でございます。

以上、11事業を合計いたしますと、令和2年度への繰越額は4億1,676万6,885円となり、その財源につきましては、未収入特定財源としまして、国県支出金の1億8,127万9,008円及び地方債の2億510万円で、一般財源は3,038万7,877円でございます。

以上で、報告第2号 令和元年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書についての説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

平野隆久議長

以上で提案理由並びに内容説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平野隆久議長

以上で質疑を終了し、本件については聞きおくことといたします。

これで本定例会に上程されました案件についての質疑が全て終了しました。

平野隆久議長

ここで、委員会付託表を配付するため、この場で暫時休憩いたします。委員会付託表を配付してください。

（午後 1時 34分）

平野隆久議長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時 35分)

委員会付託

平野隆久議長

配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

お諮りします。

本日、議題となっております案件については、会議規則第39条第1項の規定により、別紙委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

異議なしと認めます。

したがって、別紙委員会付託表のとおり、各担当委員会に付託することに決定しました。

平野隆久議長

以上で本日の日程は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

なお、付託案件の審査については、明日の10日、水曜日は教育民生常任委員会、11日、木曜日は総務産業常任委員会の開催ということとなります。開催時間は、いずれも午前9時30分からの開催となります。委員会の運営に当たっては、各委員長において取り計らいいただきますようお願いいたします。

平野隆久議長

それでは、本日はこれで散会いたします。

(午後 1時 36分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 2 年 9 月 8 日

紀北町議会議長

平野隆久

紀北町議会議員

宮地 忍

紀北町議会議員

田島明良